

令和7年度 常盤平地区意見交換会のテーマについて

(団体名) 常盤平南部市営住宅自治会

(件名) 災害時避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成の進捗について

(具体内容)

1. 国は「災害時避難行動要支援者」の中でも、その支援の重要度の高い要支援者に対して令和8年度までに「個別計画」の策定を押し終えることとした。

【令和3年】国は自治体の進捗状況を20ポイント毎の5つに振り分けて統計をしている。そのうち80～100%が240の自治体。0～20%が883の自治体。県の統計では54の市町村のうち、0～20%の進捗が約40の市町村となっている。

本市も、その最も進捗の少ない自治体に入っている。そうしたなかで、令和8年までの重要度の高い要支援者の「個別計画」の作成をどのように進めるのか。期限付きの施策等の場合には「ロードマップ」や中間進捗を計る「マイルストーン」等の計画を構築して作業に当たることが必要かと考えるが、本市の作業取り組みの方法をお聞きしたい。

2. 作成にあたっては限られた行政スタッフだけでは遅々となるのではないかと危惧をするところだが、それ以外に民間・地域等の団体や人材の活用はあるか。
3. 作成において最も重要なところは「支援者」の掘りだしだ。そこに漕ぎ付く上での方策・指針があればお聞きしたい。

私が聞き取りをしたいくつかの自治体では、支援者を見出せない要支援者の支援者欄には「自主防災組織」を記載するところもある。ただし、その組織がしっかりと運用されていればになる。

- どの地域においても高齢化が進み、支援者個人を見出すことは大変で、その支援者に負担を強いる。
 - その支援者が不在の時の災害時には、不能になってしまう。
その点、平時に訓練がなされている自主防災組織は活動時における機能・装備が充実し近くあるものと推測する。また、要支援者への支援が固定されていないので状況に合わせて「柔軟」に支援体制を作ることが出来るものとみる。
4. 行政は、町会・自治会に自主防災組織の構築を勧めている。その活用も含め、担当部署は「名簿」「個別計画」の浸透、その訓練の実施等を啓発していくことが重要と考える。

(回答)

1と2の質問について回答いたします。

- 令和7年7月に避難行動要支援者名簿へ登録している要介護3・4・5の方に対して、個別避難計画の作成意向調査を実施しました。本調査を基に作成意向がある方については、順次作成支援を実施しています。
- 作成方法としては、ケアマネジャーなどに委託する方法と、町会・自治会長、民生委員から情報提供いただき、対象者やその家族と一緒に計画を作成するセルフプラン方式での作成を実施しています。

- どちらの作成方法も市職員及び委託している個別避難コーディネーターが対象者本人宅を訪問し、本人やご家族の自助力の強化や啓発、普段の生活状況をヒアリングします。
- また、買い物やごみ捨てなどでサポートしてくれている方がいれば、その方の自宅も訪問し、計画書内に支援者として記載していただいております。
- 完成した計画書を、町会・自治会長、民生委員と共有するとともに、対象者・ご家族と顔合わせを行うことで、実行性のある計画になるように心掛けております。

3の質問について回答いたします。

- 「本計画内に記載する「避難支援者」について」ですが、掘りだしが難しいことが実情です。
- 常盤平南部市営住宅のように、一時避難場所へ避難してきた人のなかから自主防災組織の担当者が「避難支援者」をその場で決定し、支援に向かうという方法も有効かと考えております。
- 現在作成している計画でも、「避難支援者」の欄に支援者個人名ではなく、町会・自治会の役職名や、避難支援グループ名を記載していることもございます。
- 今後も地域の実情や対象者の家庭環境に応じて、柔軟に対応してまいります。
- なお、これからも災害時に実行性のある関係づくりに重点をおき、作成支援に取り組んで参りますので、今後とも市民の皆様にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

4の質問について回答いたします。

- 自主防災組織強化事業は、町会・自治会・管理組合等で組織を結成し、地域全体での協力意識・防災体制を構築することを目的としています。
- 「名簿」「個別避難計画」に係る地域での普及及びこれに伴う訓練については個別避難計画の作成が進むにつれ、今後必要となってくるものだと認識しております。
- 関係課と協力しながら町会等への普及・訓練の推進に努めてまいります。

(回答課) 福祉政策課、危機管理課